平成 25 年９月２日

各　位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役会長兼社長　永田　万里子
（コード番号：３８４５　JASDAQ）
問い合わせ先　管理担当取締役　猪俣　英夫
電話番号　０３－６７４３－３０００（IR）
U　R　L　http：//www.i-freek.co.jp/

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成 25 年３月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 25 年６月 17 日、同年４月及び５月に、当社の海外子会社である I-FREEK ASIA PACIFIC PTE.LTD.において当社取締役が関与した不明瞭な資金の流れが判明いたしました。

それに伴い、当社取締役会及び監査役会において、事実関係の詳細及び経緯の調査を行ってまいりましたが、より厳格に調査を行い、調査の客観性・信頼性を高めることを目的として「調査委員会」を設置し、鋭意調査を進めてまいりました。

本調査の結果、海外子会社における同取締役が関与した不明瞭な資金の流れについては、同子会社の資金が取引のある会社を経由し、さらに同取締役の個人口座を経由して当社の滞留売掛金への入金、また、未承認の経費等の支払いや個人的な貸付に充当されていた事実が判明いたしました。当該事項について、かかる行為を防止することができず、また発覚が遅れたのは、同取締役に権限や情報が集中していたことやコンプライアンス意識に問題があったこと、業務執行を相互に監督すべき機能が十分でなかったためであります。

さらに、同取締役が関与した国内の直送卸取引においても、他社への資金融資を目的とした納期等の点において通常とは異なる直送卸取引がなされており、結果的に当連結会計年度において実在性のある直送卸取引がなされていないことが判明いたしました。当該取引を防止することができず、また発覚が遅れたのは、同取締役の決裁権限の範囲内であり、売買基本契約書及び受発注に係る証憑は整っており、現物の発送についての事実を証明する証憑の確認を実施していなか

ったこと、業務執行を相互に監督すべき機能が十分でなかったためであります。
以上のことから、当社の全社的な内部統制及び直送卸取引に係る業務プロセスにおいて、開示すべき重要な不備が存在していると判断しております。

２．事業年度末までに是正できなかった理由
当該事項は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができなかったためであります。

３．開示すべき重要な不備の是正方針
当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、調査委員会の調査結果による改善策に従って、抜本的な再発防止策の作成・推進を実施いたします。
（１）コンプライアンス意識の向上
（２）経営体制の強化
（３）海外子会社における商流の透明性の確保
（４）業務プロセスにおける当社の経理部門におけるチェック機能の追加
（５）内部通報制度の充実

４．連結財務諸表等に与える影響
上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告への影響については、本調査の結果を受けて連結財務諸表を作成しているため、連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

５．財務諸表の監査報告における監査意見
無限定適正意見であります。

以上